年以内に段階的に施行されること 月25日に公布され、 といいます)が成立しました。同 す。改正前の民事訴訟法は「現法」 事訴訟法 IT化を主な目的とする改正民 (以下「新法」といいま 公布日から4

ことし5月18日、

民事裁判手続

が決まっています。

このほど、民事裁判をデジタル化 する改正民事訴訟法が可決・成立 しました。裁判のさまざまな部分 でITが活用可能となり、裁判期間 も短縮されます。ここでは、改正の あらまし、変更点を紹介します。

民事訴訟法の改正により

裁判 手続が

とされま

弁護士甲斐野 正行

利用可能な、 扱いに代え、

電子情報による 24時間365日

オンライン提出へ極力移行し、

本化していく。

-プル法律事務所 弁護士法人広島メ

改正の背景と経緯

は書面での提出が必要なことや、 表1のように、 日 本の民事裁判手続は図 申立て等に関して

"EX

策の1つとして裁判手続等の 業が活動しやすい国の実現」 略2018」では、「世界で一番企 さらに翌年6月の「未来投資戦 の方 I T

以下の した。 民事裁判手続のIT化について、 化の推進が掲げられました。 T化検討会」での検討の結果、 それを受けて、「裁判手続等の 「3つのe」が提唱されま

ち後れていました。 らないこと等、 関係者の多数が一堂に会さねばな 他の先進国に比べかなり立 IT化の面に関し

心に高まっていました。 はないかという声が、政財界を中 のIT化を進める必要があるので 境や国際競争力の観点から見た場 2017年6月、当時の安倍内 そのため、わが国のビジネス環 利用者目線に立った裁判手続 IoT、ビッグデータ、A

置付けられ、同年10月に「裁判手 T化が重要な政策課題の1つと位 2017」を閣議決定しました。 会の実現を目指す「未来投資戦略 さまざまな社会問題を解決する社 続等のIT化検討会」が設置され I等を産業や生活に取り入れて、 そのなかで、民事裁判手続の工

e 2

e 事件管

拠等の電子情報にオンラインで や事件情報につき、 できるしくみの構築を目指す。 アクセスすることが可能とな 答弁書その他の準備書面や証 方が、随時かつ容易に、訴状、 者本人および訴訟代理人の双 裁判所が管理する事件記録 期日の進捗状況等も確認 訴訟当事

е З

e 法 廷

審理の充実度を高めるため、 間 活用を大幅に拡大することを て、 事訴訟手続の全体を通じ 的・経済的負担を軽減し、 裁判所へ出頭するための テレビ会議やウェブ会議の

e 提

出

に持参・郵送等する現行の取

紙媒体の裁判書類を裁判所

こととなりました 続 0 これらを踏まえて、 IT化を段階的に進めていく (次於一図表2参 民事裁判手

争点整理手続を行なうことが進め 事者が直接顔を合わせることなく e ンとしてマイクロソフト社の「T 所と代理人弁護士の事務所をウェ られています。 現できるIT化が、 改正を待たずに実務的な運用で実 ブ会議システム (アプリケーショ a まずは2020年2月から、 「e法廷」の一 を使 用 部として、 でつなぎ、当 先行して進め 裁 法 判

試行されています。

ンライン提出が、ことし2月から

事件の訴訟代理人 ら 電子提出システム 365日利用できる民事裁判書類 š 《方ともに希望する場合、 ħ また「e提出 ました。 を利用した裁判書類

24時間

0)

部として、

(弁護士等)

が

つい が成立し公布されました。 会に提出され、 するうえで法改正が必要な部分に そして、民事裁判手続をIT化 民事訴訟法等の改正法案が国 て、法制審議会の審議を経 前述のとおり新法

どのように変わるか 主な改正点 民事裁判は



е 法廷

のオ i n

争点整理手続等

を利用した争点整理手続の際の運 にできる部分として、 が前倒しで開始されています。 前述のように法改正せず ウェブ会議

用

(通称

m

整理する手続

弁論準備手続

に準備書面の提出等により争点等を

合などに、

裁判所に出頭することなし

当事者が遠く離れた土地に住む場

争点整理手続には次のような手

書面による準備手続

続が含まれます。

進行協議期日

会い、

今後の裁判の進め方を話し合う

方の当事者または訴訟代理人が立ち

争点と証拠の整理を目的として、

双

理を充実させることを目的として、 事者双方が立ち会うことができる 口頭弁論の期日外において、 その 当

日

います。 題となったことから、 は予想以上に積極的に活用され 3密回避など人流抑制が喫緊の課 折しも新型コロナの流行により ウェブ会議

ー「3つのe」の実現に向けて」

見ながら行なっています。 律事務所にいたまま、 原・被告双方の弁護士が各自の法 準備手続」により大半の事件 向かなくてもできる「書面による しに相手方弁護士や裁判官の 特に双方の弁護士が裁判所に出 P C 画 顔を |面越 で、

「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー

現行民事訴訟法下における 図表1 民事訴訟手続の流れの例 被告 原告 第一回 口頭弁論期日の前まで 裁判所 訴えの提起 訴状の 訴状の 提出 応 送達 訴状の **←**⊠ 訴 l≡b 受付·審査 期日の指定等 答弁書の提出 第1回 口頭弁論期日 第1回期日 ~ 争点整理手続 書面の 事前送付 争点整理手続 証拠の提出等 証拠の提出等 争点の確定 人証調べ 和解勧告 和解手続 人証調べ・弁論終結・判決 弁論終結 不成立 成立 判決言渡し 不服 確定 出典: 裁判手続等のIT化検討会

かし、

現法のもとでは弁論準

要となっています。 なくウェブ会議による弁論準備 るには、 備手続などでウェブ会議を利用 ができるように整備したうえ そこで新法では、 部の当事者の こうした制 舶 頭が必

が で、 その訴訟代理人が出頭し、 頭 本来公開の法廷に双方当事者 .頭することが必要とされた口 (双方の当事者または 事前

> です。 主張 裁判 裁規則で同様の手当がされる予定 ブ会議で開けるようになりました。 証 進行協議期 を述 所に 拠を提出 に提出 消日に それを裏付けるため する期日 た書面に基づ ついても、 ŧ, 最高 ウェ W

証人尋問

法では、 証人尋問の点でも当

実 まず、 施できる要件 ウェ

証人が遠隔地に居住してい

裁判長および当事者が在席する場 く害されるおそれがある 所では、証人が精神の平穏を著し

が極めて限定されていました。 件を満たさなくても、 を可能としました。 がなければウェブ会議による尋 そこで新法では、このような要 いう要件が課され、使える場 当事者に異 面

e法廷

e-Court

▶ ウェブ会議・テレビ

▶口頭弁論期日

▶ 争点整理段階に

ITツールの活用

見直し

おける

会議の導入・拡大

(第1回期日等)の

法では裁判所が相当と認め さらに現法下では、 証人が裁判所に出 証 ウエ

これにより証人の協力が 当事者、 裁判所 証人および裁判所 0) 出頭のため ?得 やす

図表2

e提出

e-Filing

オンライン提出に

電子納付·電子決済

電子記録に一本化

▶主張・証拠を

一本化

▶ 手数料の

▶訴訟記録を

3つのeとは

e事件管理

e-Case Management

▶主張・証拠への

アクセス

▶ 裁判期日を

随時オンライン

オンラインで調整

期日の進捗・進行

裁判手続等のIT化の主な内容

▶本人·代理人が

計画を確認

くても柔軟に行なえるようになり 者や関係者が裁判所に出 向 か な

るのですが 議システムによる尋問の規定はあ 現法下においても、 ブ会議による尋問 が緩和されまし テレビ会 が

と

きることになりました。 外でウェブ会議を用いた尋問もで なぐ)こととされていましたが、 室にいてビデオリンクで法廷とつ 等を利用した証人尋問を行なう場 合には、 当事者の意見を聴いて裁判所 人は法廷ではない別 出頭する 一ブ会議 n

> 期日 な配偶者と対面せずに離婚成立 議での参加が可 なくなることが期待できます。 都合を合わ 能になりました。 その他、 提 が先に伸び れせるの 離婚調停でもウェ 能とされ、 てしまう事態も が難しく、 暴力的 ブ会

出 е 事件 管 玾

きない負担となって 電子化することで、 て紙で提出 る判決書・調書・ 出する裁判書類、 ますが、 新法では、これらの訴訟記録 費用がかかり、 法では、 そのために時間と手 ・保管・ 当事者 呼出状等はすべ 裁判所が作成す これが無視 合理化を図 管理がされて いました。 が裁判所に提

オンライン提出

ています。

こともあります。 字がつぶれて読 もかかりますし、 ていません。 郵送のみ) 訴状等 持参する 判書類は、 再度明瞭な書 定の での提出しか認められ これでは手間も時間 か、 裁判書類 現法では紙で め F な 郵送 A X O 類を郵送する いこともよく つか F 然は持参な 場合は A X

となり、こうした不都合の大部 新法ではオンライン提出 が可 能 分

また、弁護士を立てる訴訟の場

申立ても可能とされています。 訟の場合、IT弱者への配慮か が義務化されます。 合は、裁判書類のオンライン提出 なお、弁護士を立てない本人訴 従来どおり紙の書面等による

システム送達】

として相手方当事者に送達される れた訴状等は、出力して紙の書面 が原則です。 現法では、オンラインで提出

受領することができます。 オンラインでの通知による送達 出をすれば、システム送達により (システム送達) を受ける旨の届 新法では、訴状等を受ける者が

た日から1週間が経過したときの したとき、または通知が発せられ アクセスして電子書類の閲覧等を 者が裁判所の事件管理システムに ずれか早いときに訴状等の送達 効力を生じます。 システム送達は、通知を受けた

送達を受ける旨の届出が義務付け れますので、 弁護士を立てる場合はシステム 通常システム送達

対象となります。

訴訟記録の電子化

的に記録することとされます。 され、訴訟記録は原則として電磁 も、その電子データを事件管理シ 成する呼出状、判決書等も電子化 れた電子書類のほか、 オンライン提出された証拠書類 新法では、オンラインで提出さ 裁判所が作

において口頭でなされます。 においても、従来どおり公開法廷 また判決は、言渡し自体は新法 ステム上で取り調べることができ

郵送されています。 書を、当事者に窓口で交付または 上では裁判官が作成した紙の判決 一方、判決書に関しては、 現法

スして閲覧やダウンロードをする は、このシステムに登録、 にアップロードし、裁判の当事者 は電子署名)を事件管理システム として作成した電子判決書(署名 ことになりました。 新法では、 裁判官が電磁的記録 アクセ

出向 事者および利害関係のない第三者 では訴訟記録の電子化に伴い、当 合は、現法では当事者も裁判所に さらに、訴訟記録の閲覧等の場 く必要がありましたが、新法

> るようになりました。 末から閲覧・複写することができ 子訴訟記録を裁判所外の端

民事裁判を 留意点と課題 起こす際の



います。

ポートをどうするかが議論され

期待できます。 体として相当の効率化、迅速化が 決後の民事執行までの民事事件全 保全(仮差押や仮処分)から、判 れらも実現すれば、提訴前の民事 化の検討が進められています。こ 続や家事事件等の裁判でも、IT 在、 民事保全・執行 ·倒産手

まるといえます。 中小企業が利用するメリットは高 に、IT化された民事訴訟手続を その限りでは、紛争解決のため

せん。 弁護士を立てない本人訴訟活動の T化により変わるわけではなく、 べき内容(訴訟活動の内容)がⅠ あり、民事裁判で主張・提出する ハードルが下がるわけではありま ただし、これはツールの 問題で

的設備とそれを使いこなせる能力 PC、ソフト、 は、当事者側でこれに対応できる むしろITによる民事裁判手続 LAN環境等の物

> きないという問題があり、 必要となるでしょう。 は、新法のメリットを十分享受で が必要であり、 そのための投資も IT弱者 そのサ

リティに関するトラブルも増加し ましたが、それに伴って情報漏え ています。 いや不正アクセス等の情報セキュ 企業ではテレワークが広く普及し す。新型コロナの流行を契機に、 ユリティに関する問題がありま また、ITには一般に情報 セ

パスワードの漏えい、それを使っ 報を扱うことが多いですから、 生じる恐れがあります。 た成りすましなど、 事件管理システムのアカウントや IT化した民事裁判手続でも、 裁判では個人情報やプライバシ 企業秘密など機密性が高い情 同様の問題 な

お一層、 裁判の場合に限定して運用されて います。 め、双方弁護士が立てられている 手続や「mints」では、こう ているウェブ会議による争点整理 える必要があります。 したセキュリティの問題もあるた 現時点で前倒しに試行運用され 厳重な情報管理体制を整